

令和6年4月1日から

R6.12月更新

新生児の聴覚検査費用 を助成します



聴覚検査を
受けましょう

生まれつき、耳の聞こえにくさのある赤ちゃんは、およそ 1,000 人に 1～2 人と言われています。赤ちゃんに聞こえにくさがいないかを早期に発見し、適切な療育を受けることで、赤ちゃんのこことばやコミュニケーションの発達を促すことができます。

志免町では、赤ちゃんの聴覚検査費用の助成を実施しますので、ぜひご受診ください。

対象者

志免町の住民基本台帳に記録されている生後 90 日以内の赤ちゃんで、次の要件をすべて満たす乳児

- ☒ 令和 6 年 4 月 1 日以降に生まれた乳児
- ☒ 新生児聴覚検査実施日に志免町内に住民票がある乳児
- ☒ 他の自治体で同様の助成を受けていない乳児

対象の検査

下記検査のうち、いずれか 1 回（初回検査）

自動 ABR 検査・ABR 検査（聴性脳幹反応検査）および OAE 検査（耳音響放射検査）

※厚生労働省は生後 3 日目頃の検査を推奨しています。

助成金額

1 人につき 5,000 円を上限とし、初回検査に要した額と上限額のいずれか低い額

助成方法

① 以下の委託医療機関で受診する場合

《委託医療機関》筑紫クリニック・権丈産婦人科（志免町）・山崎産婦人科小児科（宇美町）・ゆいレディースクリニック（粕屋町）・青葉レディースクリニック・そらレディースクリニック・千鳥橋病院（福岡市）

⇒「新生児聴覚検査券」を持参し、受診してください。

② 委託医療機関以外で検査を受ける場合（日本国内の医療機関に限る）

⇒一旦自己負担いただいた後、新生児聴覚検査実施日から 1 年以内に必要書類を提出し、償還払いの手続きを行ってください。

必要書類 ※ 1 枚の申請書（1 回の手続き）で新生児聴覚検査と産婦健診（2 回分）の償還払いが可能です。

新生児聴覚検査と産婦健診 2 回が全て終了したタイミングでの申請をお願いします。

- ・志免町産婦健康診査・新生児聴覚検査助成金交付申請書兼請求書（窓口でも記入可）
- ・新生児聴覚検査の結果がわかるもの
- ・母子手帳
- ・新生児聴覚検査費用の領収書及び明細書（窓口には原本を提出してください）
- ・振込先口座が確認できるもの（預金通帳等）
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

【申請・問い合わせ先】

〒811-2244 志免町志免中央一丁目 3 番 1 号（保健センター内）

母子保健係（志免町役場 子育て支援課）

TEL：092-935-1473